

市民税・県民税の申告について

窓口混雑緩和のため、原則郵送での提出をお願いします。

申告に必要な書類を郵送する際は、全て原本を同封してください。
(本人確認書類を除く。) 窓口に出される場合も原本をご用意ください。
必要書類が無いと控除が受けられない場合があります。
なお、添付いただいた書類はお返しできませんのでご了承ください。
必要に応じてご自身でコピーをとってから原本を提出してください。

市民税・県民税申告書の控えについて

郵送される場合で控えの必要な方は、お手数でもご自身でコピーをとってから郵送してください。受付印が押された控えが必要な方は、別紙案内文をご確認ください。

申告書は課税資料として大切なものです。裏面の「書き方」及び別紙の「記入例」を参考の上、**3月15日(金)**までに必ず申告してください。

■申告の期間・受付場所（郵送でご提出いただけない場合）

期 間	2月16日(金)から3月15日(金)まで 申告の内容によって異なるため、詳しくは別添案内をご覧ください。
場 所	三条市役所（旭町二丁目3番1号） 栄サービスセンター（新堀1311番地） 下田サービスセンター（荻堀830番地1）

青色申告、住宅借入金等特別税額控除の初年度、分離課税の譲渡所得（土地、建物、株式の譲渡など）、山林、退職所得、繰越損失の申告についてはリサーチコア会場で申告してください。

※リサーチコア(須頃一丁目17番地)会場の受付時間は午前9時から午後4時までです。

■申告に必要なもの

(1) 本人確認書類

★ 別添「市民税・県民税申告に当たっての重要なお知らせ」をご覧ください。

(2) 所得を計算するために必要な書類

営業、農業、不動産などの事業を営む人	申告書裏面の所得の収支内訳書を記入又は別途作成の上、帳簿及び売上、仕入、必要経費が確認できる領収書等
給与収入のある人	給与の源泉徴収票
年金収入のある人	年金の源泉徴収票
その他の所得のある人	収入と経費が確認できる書類 個人年金や生命保険満期返戻金の通知等

(3) 控除を計算するために必要な書類（前年中に支払ったもの）

雑損控除	損害額及び保険等で補填された金額がわかるもの
医療費控除	医療費控除の明細書 領収書原本は自宅で5年間保管してください。 ※セルフメディケーション税制を選択する場合は、上記のほかに健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行ったことを明らかにする書類（予防接種済証や人間ドック等の各種健診（検診）結果通知表など）が必要です。
社会保険料控除	国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、介護保険等の払込証明書等
小規模企業共済	小規模企業共済等掛金の支払証明書
生命保険料控除・地震保険料控除	生命保険や地震保険等の保険料の支払証明書
障害者控除	障害者手帳等
扶養控除等	扶養親族の所得が確認できる書類
勤労学生控除	学生証又は在学証明書
寄附金控除	寄附金に関する領収書(都道府県、市町村又は特別区、新潟県共同募金会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県にある公益法人、特定公益増進法人、国税庁長官の認定を受けたNPO法人、一定の要件を満たす特定公益信託など)

■申告をしなければならない人

令和6年1月1日現在、三条市内に住所がある人で、次に該当する人

ただし、令和5年分の「所得税及び復興特別所得税の確定申告書」を提出する人は、「令和6年度 市民税・県民税申告書」を提出する必要はありません。

(1) 前年中（令和5年1月1日から令和5年12月31日まで）に営業、農業、不動産、配当等の収入のあった人

(2) 給与所得者のうち、次に該当する人

ア 勤務先で年末調整を受けていない人

（年の途中で退職や就職した人も含まれます。）

イ 給与所得以外にも所得があった人

(注) 給与所得以外の所得が20万円を超える場合は確定申告をする必要があります。

(3) 公的年金等（遺族年金や障害年金等を除く。）に係る雑所得があり、次に該当する人

ア 公的年金等に係る雑所得のみがある方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除（社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除、基礎控除等）以外の各種控除の適用を受けるとき

イ 公的年金等に係る雑所得以外にも所得があった人

(注) 公的年金等の収入金額が400万円以下の人で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える場合は確定申告を、20万円以下の場合は市民税・県民税申告をする必要があります。

(4) 扶養されている人、仕送りを受けている人など収入がなかった場合でも申告してください。

(注) 児童手当、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の算定資料、各種福祉制度の利用に必要です。
また、所得証明書等の発行に必要となります。

－ 申告についてのお問合せは －

三条市 総務部 税務課 市民税係 TEL 0256-34-5529
栄サービスセンター総合窓口グループ TEL 0256-45-1110
下田サービスセンター総合窓口グループ TEL 0256-46-5906

申告書の書き方

※令和5年1月1日から令和5年12月31日までの収入・控除について記入してください。

別紙の記入例を参考に、該当する項目について記入してください。

- ・住所、氏名、生年月日、個人番号等について記入してください。
- ・「来年の申告書の送付」欄で「不要」を選択した場合でも、申告が必要な人には申告書をお送りする場合があります。

1 所得金額等

収入金額、所得金額等について記入してください。

(1) 所得の種類は次により区分されます。

営業等	卸売業、小売業、家畜・家禽の飼育、酪農品の生産、林業、漁業、建設業、製造業、飲食業、ホステス、保険業（代理店・外交員）、生け花等の師匠、内職、運輸通信業、サービス業（理・美容等）など																																
農業	① 農産物の生産、果樹の栽培など（全面委託分を除く。）※農家の兼営する家畜・家禽の飼育、酪農品の生産を含む。																																
不動産	地代、家賃、土地・家屋の権利金等による所得、農業の全面委託による所得など																																
利子	公社債、預貯金などの利子（源泉分離課税分・非課税分を除く。）																																
配当	株式の配当、余剰金の分配、証券投資信託の分配金など																																
給与	給料、俸給、賞与、賃金、歳費、作業工賃など 給与収入額は、手取額ではなく、税金やその他諸控除が差し引かれる前の金額（源泉徴収票の「支払金額」）を記入してください。 給与所得金額（源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」）は、収入金額に応じて次の表から求めます。																																
	<p>給与所得速算表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給与収入</th> <th>給与所得</th> <th>給与収入</th> <th>給与所得</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>551,000円未満</td> <td>0円</td> <td>～180万円未満</td> <td>A×2.4+10万円</td> </tr> <tr> <td>～1,619,000円未満</td> <td>収入-55万円</td> <td>～360万円未満</td> <td>A×2.8-8万円</td> </tr> <tr> <td>～1,620,000円未満</td> <td>1,069,000円</td> <td>～660万円未満</td> <td>A×3.2-44万円</td> </tr> <tr> <td>～1,622,000円未満</td> <td>1,070,000円</td> <td>～850万円未満</td> <td>収入×0.9-110万円</td> </tr> <tr> <td>～1,624,000円未満</td> <td>1,072,000円</td> <td>850万円以上</td> <td>収入-195万円</td> </tr> <tr> <td>～1,628,000円未満</td> <td>1,074,000円</td> <td colspan="2">※1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※A=給与収入÷4 (1,000円未満切捨て)</p>	給与収入	給与所得	給与収入	給与所得	551,000円未満	0円	～180万円未満	A×2.4+10万円	～1,619,000円未満	収入-55万円	～360万円未満	A×2.8-8万円	～1,620,000円未満	1,069,000円	～660万円未満	A×3.2-44万円	～1,622,000円未満	1,070,000円	～850万円未満	収入×0.9-110万円	～1,624,000円未満	1,072,000円	850万円以上	収入-195万円	～1,628,000円未満	1,074,000円	※1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。					
給与収入	給与所得	給与収入	給与所得																														
551,000円未満	0円	～180万円未満	A×2.4+10万円																														
～1,619,000円未満	収入-55万円	～360万円未満	A×2.8-8万円																														
～1,620,000円未満	1,069,000円	～660万円未満	A×3.2-44万円																														
～1,622,000円未満	1,070,000円	～850万円未満	収入×0.9-110万円																														
～1,624,000円未満	1,072,000円	850万円以上	収入-195万円																														
～1,628,000円未満	1,074,000円	※1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。																															
②	<p>所得金額調整控除 ③</p> <p>①給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、本人が特別障害者に該当する人又は年齢23歳未満の扶養親族を有する人又は特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する人については、次の算式に相当する金額を給与所得から控除します。 {給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円) - 850万円}×10% ※所得金額調整控除の対象となる同一生計配偶者又は扶養親族は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限がありません。所得金額調整控除の対象となる同一生計配偶者又は扶養親族が、他の人の扶養控除の対象となっているなどの理由により扶養控除の対象ではない場合は、「12 所得金額調整控除に関する事項」欄に、被扶養者氏名、生年月日、個人番号、障害の種類と等級（該当の場合のみ）、別居の住所（該当の場合のみ）を記入してください。</p> <p>②給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その合計額が10万円を超える人については、次の算式に相当する金額を給与所得から控除します。 {給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円超の場合は10万円)}-10万円</p>																																
雑	<p>国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金等（遺族年金、障害年金等を除く。）</p> <p>公的年金等の収入額は、税金等が差し引かれる前の金額を記入してください。 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の方の年金の所得金額は収入金額に応じて、次の表から求めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">65歳未満（昭和34年1月2日以後生）</th> <th colspan="2">65歳以上（昭和34年1月1日以前生）</th> </tr> <tr> <th>年金収入</th> <th>公的年金等の所得</th> <th>年金収入</th> <th>公的年金等の所得</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60万円以下</td> <td>0円</td> <td>110万円以下</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>～130万円未満</td> <td>収入-60万円</td> <td>～330万円未満</td> <td>収入-110万円</td> </tr> <tr> <td>～410万円未満</td> <td>収入×75%-275,000円</td> <td>～410万円未満</td> <td>収入×75%-275,000円</td> </tr> <tr> <td>～770万円未満</td> <td>収入×85%-685,000円</td> <td>～770万円未満</td> <td>収入×85%-685,000円</td> </tr> <tr> <td>～1,000万円未満</td> <td>収入×95%-1,455,000円</td> <td>～1,000万円未満</td> <td>収入×95%-1,455,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以上</td> <td>収入-1,955,000円</td> <td>1,000万円以上</td> <td>収入-1,955,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超の場合の計算は、市のHPをご覧ください。</p>	65歳未満（昭和34年1月2日以後生）		65歳以上（昭和34年1月1日以前生）		年金収入	公的年金等の所得	年金収入	公的年金等の所得	60万円以下	0円	110万円以下	0円	～130万円未満	収入-60万円	～330万円未満	収入-110万円	～410万円未満	収入×75%-275,000円	～410万円未満	収入×75%-275,000円	～770万円未満	収入×85%-685,000円	～770万円未満	収入×85%-685,000円	～1,000万円未満	収入×95%-1,455,000円	～1,000万円未満	収入×95%-1,455,000円	1,000万円以上	収入-1,955,000円	1,000万円以上	収入-1,955,000円
	65歳未満（昭和34年1月2日以後生）		65歳以上（昭和34年1月1日以前生）																														
	年金収入	公的年金等の所得	年金収入	公的年金等の所得																													
60万円以下	0円	110万円以下	0円																														
～130万円未満	収入-60万円	～330万円未満	収入-110万円																														
～410万円未満	収入×75%-275,000円	～410万円未満	収入×75%-275,000円																														
～770万円未満	収入×85%-685,000円	～770万円未満	収入×85%-685,000円																														
～1,000万円未満	収入×95%-1,455,000円	～1,000万円未満	収入×95%-1,455,000円																														
1,000万円以上	収入-1,955,000円	1,000万円以上	収入-1,955,000円																														
④	<p>業務 副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なもの（シルバー人材センター配分金、原稿料など）</p> <p>その他 他のいずれにも該当しない所得（個人年金など） ※先物取引に係るものは、分離課税所得</p>																																
総合課税の譲渡	機械、船舶、車両、備品、器具、特許権、著作権、営業権などの譲渡による所得																																
一時	生命保険の満期返戻金（掛金を自分で負担したもの）、懸賞当選品など																																
分離課税の譲渡	土地や土地の上に存在する権利、建物、構築物、株式等の譲渡による所得																																
山林	山林の伐採や譲渡による所得																																
退職	退職金など（源泉分離課税分は除く。）																																

(2) 営業、農業、不動産所得の記入について

ア 営業又は農業収入がある人は、申告書裏面「5 事業（営業等・農業）所得の収支内訳」欄に、不動産収入がある人は、「7 不動産所得の収支内訳」欄に収入金額、必要経費等を記入し、所得金額を計算してください。また、不動産収入がある人は、「収入の内訳」欄に収入の種類、支払者の住所、氏名及び収入金額を記入してください。

イ 専従者控除がある場合は、次の方法で計算してください。また、申告書裏面「8 事業専従者に関する事項」欄に氏名、続柄、個人番号等を記入してください。

あなたと生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族で、1年を通じて6か月を越える期間あなたの事業に従事した人がいる場合、(ア)と(イ)のいずれか少ない方の金額となります。

(ア) 配偶者…86万円、配偶者以外…50万円 (イ) (専従者控除前の所得金額) ÷ (専従者数+1)

ウ 事業専従者は、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の対象にはなりません。

(3) 利子所得、配当所得、その他の雑所得、総合譲渡所得、一時所得分離譲渡所得等について
申告書表面「1 所得金額等」欄にA収入金額及びB必要経費を記入し、所得金額を記入してください。
詳しくは、税務課市民係係にお問い合わせください。

(4) 前年中に収入がなかった人 ⑤

「4 前年中所得のなかった方は次の該当する箇所に記入してください。」欄に、生活状況をできるだけ詳しく記入してください。

2 所得控除の明細

所得から差し引かれる金額等を記入してください。控除の種類と控除額の計算は次のとおりです。

種類	要件	控除の計算・控除額																								
雑損控除 ①	災害や盗難により、生活用資産に損害を受けた場合 a 損害金額…実際に損害のあった金額 b 保険金等で補填される金額…保険金や損害賠償金又は生活支援金によって補填される金額 ※損害額証明書や災害関連支出証明書等が必要	①か②のいずれが多い金額 ① (a - b) - 所得金額×10% ② 災害関連支出の金額 - 5万円 ※災害関連支出…災害による住宅家財等の取り壊しや撤去のための支出																								
医療費控除 ※医療費控除と下記の特例制度は選択適用です。どちらか一方を選択してください。 ②	前年中に10万円(又は総所得金額等の5%との少ない方)以上の医療費を支払った場合 a 支払った金額…支払った医療費から予防接種費用や健康診断の費用を除く。 b 保険金等で補填される金額…生命保険による給付金や健康保険から支給された療養費、出産一時金等の補填金 ※医療を受けた人・医療機関ごとに集計した医療費の明細書が必要	(a - b) - $\left[\begin{array}{l} 10万円又は \\ 総所得金額等の5\% \\ のいずれか少ない方 \end{array} \right]$ ※控除上限額200万円																								
セルフメディケーション税制による医療費控除の特例 ②	健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取り組みを行い、特定一般用医薬品等の購入が12,000円を超えた場合 a 支払った金額…支払った医薬品購入費から健康の保持増進及び疾病予防への取組に要した費用を除く。 b 保険金等で補填される金額…生命保険による給付金や健康保険から支給された療養費等の補填金 ※各種検診等の領収書や結果通知表及び医療費の明細書が必要	a - b - 12,000円 ※控除上限額88,000円 ※共通事項 生計を一にする家族のために支払った医療費又は医薬品等の購入費を含みます。領収書の提出の代わりに明細書の提出が必要です。(領収書は自宅で5年間保管してください。)																								
社会保険料控除 ③	国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料等の社会保険料など ただし、他の家族の給料や年金から天引きされた社会保険料は、あなたの控除に含めることはできません。 ※払込証明書や領収書が必要	支払った金額の合計																								
小規模企業共済等掛金控除 ④	小規模企業共済掛金や心身障害者扶養共済掛金 ※領収書等が必要	支払った金額の合計																								
生命保険料控除 ⑤	生命保険料、個人年金保険料又は介護医療保険料(申告書には支払った金額を記入してください。) 控除額の計算は以下のとおり(1円未満切上げ)																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">新契約(平成24年1月1日以降に締結した保険契約等)</th> </tr> <tr> <th>年間支払保険料等</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>~32,000円</td> <td>支払保険料 ÷ 2 + 6,000円</td> </tr> <tr> <td>~56,000円</td> <td>支払保険料 ÷ 4 + 14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>28,000円(限度額)</td> </tr> </tbody> </table>	新契約(平成24年1月1日以降に締結した保険契約等)		年間支払保険料等	控除額	12,000円以下	支払保険料の全額	~32,000円	支払保険料 ÷ 2 + 6,000円	~56,000円	支払保険料 ÷ 4 + 14,000円	56,001円以上	28,000円(限度額)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)</th> </tr> <tr> <th>年間支払保険料等</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>~40,000円</td> <td>支払保険料 ÷ 2 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td>~70,000円</td> <td>支払保険料 ÷ 4 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,001円以上</td> <td>35,000円(限度額)</td> </tr> </tbody> </table>	旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)		年間支払保険料等	控除額	15,000円以下	支払保険料の全額	~40,000円	支払保険料 ÷ 2 + 7,500円	~70,000円	支払保険料 ÷ 4 + 17,500円	70,001円以上	35,000円(限度額)
新契約(平成24年1月1日以降に締結した保険契約等)																										
年間支払保険料等	控除額																									
12,000円以下	支払保険料の全額																									
~32,000円	支払保険料 ÷ 2 + 6,000円																									
~56,000円	支払保険料 ÷ 4 + 14,000円																									
56,001円以上	28,000円(限度額)																									
旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)																										
年間支払保険料等	控除額																									
15,000円以下	支払保険料の全額																									
~40,000円	支払保険料 ÷ 2 + 7,500円																									
~70,000円	支払保険料 ÷ 4 + 17,500円																									
70,001円以上	35,000円(限度額)																									
	<p>※新契約・旧契約の両方がある場合は、それぞれの控除額の合計額(最高28,000円)。ただし、旧契約のみの控除額が28,000円を超える場合は、旧契約の控除額(最高35,000円) ※一般の生命保険料と個人年金保険料と介護保険料がある場合は、それぞれの控除額の合計額(最高限度70,000円) ※支払証明書等が必要</p>																									
地震保険料控除 ⑥	a 居住用家屋、生活用動産を保険・共済の目的とする地震保険料 b 平成18年12月31日までに契約した長期損害保険料(保険期間が10年以上で満期返戻金があり、平成19年1月1日以降契約の変更をしていないもの) ※旧損害保険料控除と言います。 控除額の計算は以下のとおり(1円未満切上げ)																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年間支払保険料等</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">a 地震保険料だけの場合</td> <td>50,000円以下</td> <td>支払保険料の全額 ÷ 2</td> </tr> <tr> <td>50,001円以上</td> <td>25,000円(限度額)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">b 旧長期損害保険料だけの場合</td> <td>5,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>~15,000円</td> <td>支払保険料 ÷ 2 + 2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,001円以上</td> <td>10,000円(限度額)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	年間支払保険料等	控除額	a 地震保険料だけの場合	50,000円以下	支払保険料の全額 ÷ 2	50,001円以上	25,000円(限度額)	b 旧長期損害保険料だけの場合	5,000円以下	支払保険料の全額	~15,000円	支払保険料 ÷ 2 + 2,500円	15,001円以上	10,000円(限度額)	※aとbの両方がある場合の控除額は、それぞれで求めた合計額(限度額25,000円)となります。									
区分	年間支払保険料等	控除額																								
a 地震保険料だけの場合	50,000円以下	支払保険料の全額 ÷ 2																								
	50,001円以上	25,000円(限度額)																								
b 旧長期損害保険料だけの場合	5,000円以下	支払保険料の全額																								
	~15,000円	支払保険料 ÷ 2 + 2,500円																								
	15,001円以上	10,000円(限度額)																								
寡婦控除 ⑦	a 夫と離婚した人で、扶養親族を有し合計所得金額が500万円以下の人 b 夫と死別した人や夫が生死不明などの人で、合計所得金額が500万円以下の人 ただし、住民票の続柄に「夫(未届)」と記載がある人は対象外。	26万円																								
ひとり親控除 ⑧	現に婚姻をしていない人や配偶者が生死不明などの人で、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有し、合計所得金額が500万円以下の人。ただし、住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」と記載がある人は対象外。	30万円																								
勤労学生控除 ⑨	学生で、合計所得金額が75万円以下、かつ本人の勤労によらない所得が10万円以下の人 ※学生証等の提示が必要	26万円																								

2 所得控除の明細（つづき）

種類	要件・控除額						
⑩ 障害者控除	あなたや同一生計配偶者又は扶養親族が、身体障害者手帳、療育手帳などの交付を受けている場合 ※障害者手帳等の提示が必要			区分	控除額		
				障害者		26万円	
				特別障害者（身体1・2級、精神1級、療育A）		30万円	
				同居特別障害者		53万円	
⑪ 配偶者控除・配偶者特別控除	配偶者控除は、生計を一にする配偶者で合計所得金額が48万円以下の場合 配偶者特別控除は、配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合 いずれの場合も配偶者の氏名、生年月日、合計所得金額及び個人番号を記入してください。 控除額は下表のとおり（あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は、適用できません。） ※配偶者の年齢が70歳以上とは昭和29年1月1日以前生まれを、70歳未満とは昭和29年1月2日以降生まれを指します。						
	区分	配偶者の合計所得金額		あなたの合計所得金額			
		参考 （配偶者が給与所得のみの場合の給与収入金額）		参考（あなたの収入が給与のみの場合の給与収入金額）			
	配偶者控除	48万円以下 （103万円以下）	配偶者が70歳未満 配偶者が70歳以上	900万円以下 （1,095万円以下）	900万円超 950万円以下 1,145万円以下	950万円超 1,000万円以下 1,195万円以下	
		48万円超100万円以下 （103万円超155万円以下）		33万円	22万円	11万円	
	配偶者特別控除	100万円超105万円以下 （155万円超160万円以下）		31万円	21万円	11万円	
		105万円超110万円以下 （160万円超166万8千円未満）		26万円	18万円	9万円	
		110万円超115万円以下 （166万8千円以上175万2千円未満）		21万円	14万円	7万円	
		115万円超120万円以下 （175万2千円以上183万2千円未満）		16万円	11万円	6万円	
		120万円超125万円以下 （183万2千円以上190万4千円未満）		11万円	8万円	4万円	
		125万円超130万円以下 （190万4千円以上197万2千円未満）		6万円	4万円	2万円	
		130万円超133万円以下 （197万2千円以上201万6千円未満）		3万円	2万円	1万円	
		133万円超 （201万6千円以上）		0円	0円	0円	
		扶養控除					
		⑫	次の全てに該当する場合（氏名、生年月日及び個人番号を記入してください。） a 生計を一にする親族で、他の人の扶養又は事業専従者控除の対象になっていない。 b 合計所得金額が48万円以下である。（給与だけの場合は年収が103万円以下） ※別居の扶養親族がいる場合には、申告書左下の「上記のうち別居の扶養親族に関する事項」欄に該当する人の氏名及び住所を記入してください。 ※16歳未満の扶養親族（平成20年1月2日以降生まれ）は扶養控除の対象外ですが、非課税基準の判定に必要ですので、もれなく記入してください。 ※国外居住の扶養親族がいる場合には、⑩の該当する項目にチェックを入れてください。「親族関係書類」及び「送金関係書類」の提示が必要です。また、該当項目に応じて「留学ビザ等書類」又は「38万円送金書類」の提示も必要です。（いずれの書類も外国語で作成されている場合には翻訳文も必要です。）				
						区分	控除額
			昭和29年1月1日以前生まれ		老人扶養 同居老親等	38万円 45万円	
昭和29年1月2日～平成13年1月1日生まれ 平成17年1月2日～平成20年1月1日生まれ				33万円			
平成13年1月2日～平成17年1月1日生まれ			45万円				
基礎控除							
合計所得金額		基礎控除額	合計所得金額		基礎控除額		
2,400万円以下		43万円	2,450万円超 2,500万円以下		15万		
2,400万円超 2,450万円以下		29万円	2,500万円超		0円		
※あなたの合計所得金額が1,000万円超で配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合は、配偶者控除の適用はありませんが、「同一生計配偶者」として扶養の人数に含まれ、また、配偶者が障害者であれば、障害者控除の対象になります。その際は、⑩配偶者控除欄に配偶者氏名等を記入するとともに「口同一生計配偶者」の口に入力してください。							

3 税額から差し引かれる金額の計算

寄附金税額控除 ⑭

前年中に次に挙げる寄附金を合計2,000円以上支払った場合、申告書裏面下部「10 寄附金に関する事項」欄にそれぞれ金額を記入してください。

- a 都道府県・市町村又は特別区に対する寄附金（特例控除対象分）
- b 新潟県共同募金会又は日本赤十字社新潟県支部に対する寄附金、都道府県・市町村又は特別区に対する寄附金（特例控除対象以外）
- c 新潟県内に事務所若しくは事業所を有する法人又は団体に対する寄附金で、新潟県条例及び三条市税条例で定めるもの

※寄附金等の証明書が必要

※税額の計算については、市のHPをご覧ください。

記入例

前年中に収入のなかった方

令和6年度 市民税・県民税申告書

(令和5年1月1日から令和5年12月31日までの収入金額等を記入してください。)

(宛先) 三条市長 令和6年3月2日提出

個人番号を記入してください

①や①などの数字の箇所は、別添の「市民税・県民税の申告について」の中面の「申告書の書き方」を参照してください

※処理欄

Table with columns for processing status: 番号, 受付, 印, 入力, 申, 基. Includes checkboxes forマイカ・通知カ・住民票, マイカ・運転免許・住基カ・旅券, etc.

2 所得控除の明細

Main section for tax deductions including 雑損控除 (Miscellaneous Loss), 医療費控除 (Medical Expenses), 社会保険料控除 (Social Insurance), 小企業共済掛金 (Small Business Mutual Insurance), 生命保険料控除 (Life Insurance), 地震保険料控除 (Earthquake Insurance), and 寡婦・ひとり親・勤労学生 (Widow/Single-parent/Working Student).

Personal information section including 現住所 (Current Residence), 氏名 (Name), 職業 (Occupation), 氏名 (Father's Name), 個人番号 (Personal Number), 生年月日 (Date of Birth), 電話番号 (Phone Number), 窓口に来た人 (Person at Counter), and 来年の申告書の送付 (Next year's return submission).

1 所得金額等

Table for income calculation with columns: 種類 (Type), A 収入金額 (Income), B 必要経費 (Expenses), C 専従者控除額 (Dependent Deduction), 所得金額 (Taxable Income). Total income is noted as 0.

収入のなかった方は、所得金額の合計欄に『0』を記入してください

前年中の生活状況について、1から4のうち該当する箇所に入力してください

Section 3 and 4 for dependent status and next year's income. Section 3: 給与所得及び公的年金等に係る所得以外... Section 4: 前年中所得のなかった方は次の該当する箇所に記入してください.

Section 5 for dependents including 配偶者 (Spouse) and 扶養控除 (Support Exemption) with fields for name, address, and birth date.

裏面の該当する事項も、もれなく記入してください。

収入のあった方の記入例は裏面にあります

記入例

前年中に収入のあった方

①や①などの数字の箇所は、別添の「市民税・県民税の申告について」の中面の「申告書の書き方」を参照してください

<表面>

令和6年度 市民税・県民税申告書
(令和5年1月1日から令和5年12月31日までの収入金額等を記入してください。)
(宛先) 三栄市長 令和 6 年 3 月 2 日提出

個人番号を記入してください

2 所得控除の明細

1 所得金額等

3 給与所得及び公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外の市民税・県民税の納付方法を選択してください。)

4 前年中所得のなかった方は次の該当する箇所に入力してください。

裏面の該当する事項も、もれなく記入してください。

障害者控除を申告する方は、必ず障害者手帳等をお持ちください。郵送の場合は、写しを同封してください

個人番号を記入してください

⑪⑫のうち別居の方について記入してください

給与所得及び公的年金に係る所得以外の市民税・県民税の納付方法を選択してください

<裏面> ※項目抜粋

5 事業(営業等・農業)所得の収支内訳

料 目	金 額
収入(売上)金額	1,200,000 円
家事消費費	
収入の合計	1,200,000
売上原価(期首+仕入-期末)	800,000
給料 賃金	
減価償却費	
利息引料	
租税公課	5,400
水道光熱費	
通 信 費	36,000
修 繕 費	10,000
小作料・賃借料	
土地改良費	
車両費	43,000
燃料費	120,000
消耗品費	15,000
経費の合計	1,029,400
専従者控除額	85,300
所得金額(①-②-③)	85,300

7 不動産所得の収支内訳

料 目	金 額
収入金額	
家賃収入	
地代収入	140,000
収入の合計	140,000
減価償却費	
借入金利息等	
租税公課	25,000
損害保険料	44,000
修 繕 費	38,400
経費の合計	107,400
専従者控除額	
所得金額(①-②-③)	32,600
土地等取得するために要した負債の利息の額	

収入の内訳(各種収入の支払者を記入してください)

種 類	支 払 者 名 ・ 住 所	収 入 金 額
地代	下田 花江 萩塚00番地	140,000 円

8 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	専従者給与(控除)額
栄 梅太郎	子	7.5.4	85,300 円
個人番号	6 6 6 6 1 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	従事月数	12ヵ月
個人番号		従事月数	
所得税における青色申告の承認の有無 有 ・ 無			

個人番号を記入してください

10 寄附金に関する事項 (「申告書の書き方」の⑭をご覧ください)

都道府県、市区町村分(特別控除対象)	10,000 円	都道府県	円(寄附先)
住所地の共同基金、自派支部、都道府県、市区町村分(特別控除対象以外)		市区町村	〇〇県××市

12 所得金額調整控除に関する事項 (「申告書の書き方」の⑯をご覧ください)

氏名	続柄	生年月日	特別障害者に該当する場合	別居の場合の住所
栄 松太郎	子	10.7.3	有・無	2 級
個人番号	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7			

個人番号を記入してください

収入のなかった方の記入例は裏面にあります